



1.

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

..... 厚生労働省労働基準局 安全衛生部長

(1) 趣旨

熱中症については、第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）において、重点とする健康確保・職業性疾病対策の一つとしてあげられており、平成20年から24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年度までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる、との目標が設定されている。これまで、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであるが、12次防期間中の発生件数は、平成29年1月現在の速報値で、平成20年から24年までの5年間の発生件数の95%に達し、あと1年を残して、12次防期間中の目標件数を上回り、また、80名を超える労働者が死亡している状況にある。

このため、熱中症による死亡災害ゼロを目指し、12次防の最終年となる平成29年の下記期間において、事業場における責任体制の確立を含めた熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とし、本キャンペーンを展開するようになった。

(2) 期間

平成29年5月1日から9月30日までとする。

なお、4月を準備期間とし、政府全体の取組みである熱中症予防強化月間の7月を重点取組期間とする。

(3) 熱中症による死傷者数の推移（平成19～28年分）

過去10年間（平成19～28年）の職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成22年に656人と最多であり、その後も400～500人台で推移している。平成28年の死亡者数は12名と平成27年に比べ減少したが、死傷者数は、平成27年とほぼ同数となっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移（平成19～28年） (人)

19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
378	280	150	656	422	440	530	423	464	462
(18)	(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)

() 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数



※ 平成28年の数は、平成29年1月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

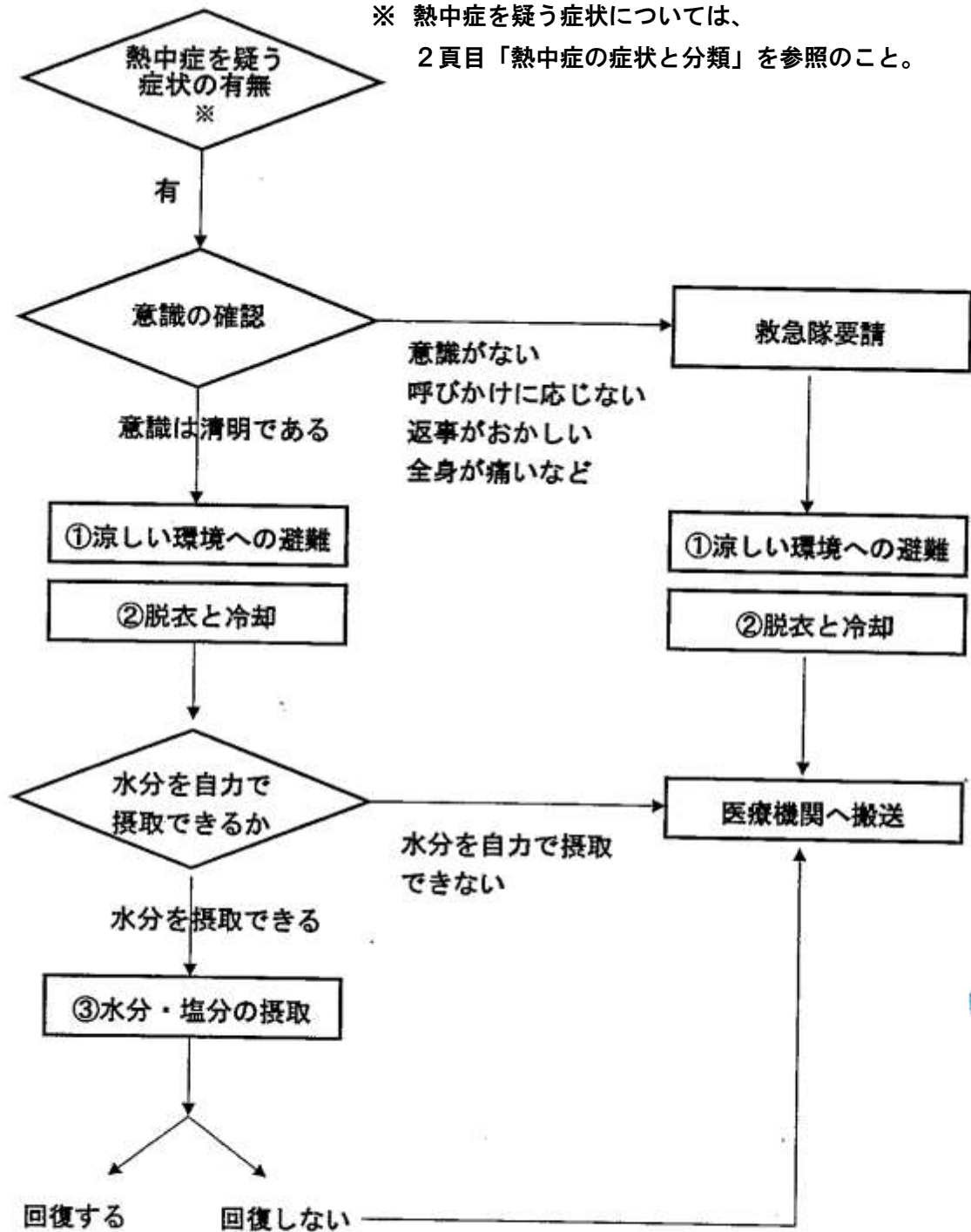


(4) 熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I度	めまい・失神 (「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。) 筋肉痛・筋肉の硬直 (筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じる。これを“熱痙攣”と呼ぶこともある。) 大量の発汗	小
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 (体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態である。)	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 (呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。) 高体温 (体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当する。)	大

(5) 熱中症の救急処置（現場での応急処置）

※ 熱中症を疑う症状については、
2 頁目「熱中症の症状と分類」を参照のこと。



※ 上記以外にも体調が悪化するなどの場合には、必要に応じて、救急隊を要請するなどにより、医療機関へ搬送することが必要であること。



2. 2017年 中国浙江省輸出商品交易会のお知らせ

全中貿が後援している浙江省輸出商品交易会が、本年9月12日（火）から15日（金）まで、インテックス大阪2号館で開催されます。展示商品（アパレル、テキスタイル、日用消費財、装飾、ギフト）に関心のある方は商談会にご参加下さい。（展示の企業数は約200社）

ほんまにおおきに、にほんのみなさん
多谢多谢10周年。



2017浙江省 輸出商品(大阪)交易会

アパレル・テキスタイル&日用消費財の総合展示商談会

2017年9月12日(火) - 15日(金)

インテックス大阪 2号館 10:00am - 5:30pm

招待状持参者・事前登録者無料 事前登録はこちらから ▶ <http://www.intex-osaka.com/jp/zhejiang2017/>

来場者から抽選で 注目の浙江省商談視察ツアーご招待

ZHEJIANG
EXPORT FAIR OSAKA 2017



主催：浙江省商務庁

後援：浙江省外貿發展有限公司、
大阪府経済産業局、大阪府国際貿易センター

おかげさまで 浙江省輸出商品(大阪)交易会は10周年



北京オリンピックの年、2008年8月、インテックス大阪で初開催した「浙江省輸出商品(大阪)交易会」。

アパレル&テキスタイル、ファッション、インテリア、ライフスタイル雑貨まで多彩な新製品が日本市場に本格紹介されました。

以来、日本のみなさまのニーズの変化とともに10年。

今年2017年9月、感謝の気持ちとさらなる大きな期待を込めて10周年の特別開催を迎えます。



出展構成

アパレル&テキスタイル

● **インナー&アウター** 紳士服(シャツ、ポロシャツ、Tシャツ)、婦人服(ブラウス、アウター、ワンピース、パンツ、ジャケット、コート)、パジャマ、カジュアルウェア、毛皮、ニット、無縫製インナー、ダウン服、セーター ● **服飾雑貨** ストール、マフラー、手袋、ネクタイ、アームカバー、ソックス、タイツ、レギンス、帽子、ベルト、真珠アクセサリー、雨靴、靴(婦人、紳士、学生) ● **インテリア雑貨** 寝具、羽毛布団、クッション、マット、枕、タオル、カーペット、ラグ、スリッパ、カーテン、テーブルクロス、ランチョンマット、抱き枕、収納カゴ、扇子、木彫り工芸品

日用消費財&装飾・ギフト

● **ホーム&キッチン** シリコングッズ、LED電球、懐中電灯、シュレッダー、収納グッズ、文房具、食器、アイスバック、浴室用品、竹製品、園芸用品、洗濯用品、レインコート、清掃用品(筆、ブラシ、モップ、スポンジ、ワイパーなど) ● **スポーツ&レジャー** 水着(レディース、キッズ)、スポーツインナー、ヨガウェア、サーフウェア、スポーツ靴下、トラベル用品、キャリーバッグ、自転車、ベッド用品、カー用品、暑くるみ

2017年4月18日現在



品質消費 行天下

「品質消費 行天下(世界品質の浙江製)」を標榜する浙江省は、中国で最も成長力ある地域・長江デルタの有力者です。昨年中国で初めてG20世界金融サミットが開催された省都・杭州と寧波の副省級市が2つ、温州、嘉興、湖州、金華、衢州(くしゅう)、台州、麗水、舟山の地級都市が9つあり、改革開放以降特に紡織、アパレル、革・スポーツ用品、化学繊維などの製造業、情報産業が発達、日本企業も数多く進出、大阪府には全11市から選んで来日出席します。人口5,477万人、省都・杭州へは関西・成田・沖縄・静岡から直行便が就航。さらに詳しくは浙江省政府ウェブサイト(日本語ページ) <http://japanese.zj.gov.cn/>

好評につき規模拡大!今年も連日開催!

10周年記念 特別セミナー

今年も中国のビジネス環境に詳しい
各界専門家による特別セミナーを連日開催!
詳細は後日、下記ホームページでお知らせいたします。
<http://www.intex-osaka.com/jp/zhejiang2017/>

聴講
無料

定員制
先着順受付



ZHEJIANG-OSAKA

開催概要

名称 2017浙江省輸出商品(大阪)交易会
会期 会期:2017年9月12日(火)~15日(金)4日間
時間 午前10時~午後5時30分
会場 インテックス大阪2号館(大阪市住之江区南港北1-5-102)

入場 招待状持参者・事前登録者無料
展示規模 200社/300小間(予定)
出展構成 アパレル&テキスタイル、日用消費財&装飾・ギフト(予定)

■後援(予定): 中華人民共和国駐大阪総領事館/経済産業省/外務省/日本貿易振興機構(ジェトロ) 大阪支店/大阪府/大阪市/大阪商工会議所/公益財団法人大阪産業振興機構/日本国際貿易促進協会/一般社団法人日中経済貿易センター/一般社団法人東海日中貿易センター/日本国際貿易促進協会京都支部/一般社団法人大阪卸売業協会/福岡組合関西ファッション連合/日本繊維輸入協会/一般社団法人全国中小買取業連盟/一般社団法人日本ドット・コム・エレクトロニクス協会/公益社団法人日本通関振興協会/日本小売業協会/一般社団法人日本専門士協会/一般社団法人日本キルトアドバイザー協会/全国産業用高品質商業協同組合/一般社団法人日本ショッピングセンター協会/日本チェーンストア協会(順不同)

■特別協賛(予定): 株式会社 池田泉州銀行
お問合せ 一般社団法人 大阪国際経済開発センター
浙江省交易会運営事務局
担当 許 (MsE.chen@intex-osaka.com)
〒595-0034 大阪市住之江区南港北1-5-102
TEL.06-6612-8206 FAX.06-6612-8888

※掲載の写真は2016年開催時のものです

4月7日に閣議決定されました「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止等の措置を引き続き講ずることとしました。

つきましては、引き続き、下記の事項に十分ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 措置の内容

- (1) 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止します（関係条文：外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第48条第3項）。
- (2) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止します（関係条文：外為法第52条）。
- (3) これらの措置に万全を期すため、次の取引等を禁止します。
 - ① 北朝鮮と第三国との間の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）（関係条文：外為法第25条第6項）
 - ② 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払（関係条文：外為法第16条第5項）
- (4) 人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとします。
- (5) 上記の措置は、平成29年4月14日から平成31年4月13日までの間、実施します。

2. 措置の厳格な実施（迂回輸出入の禁止）

北朝鮮との間の輸出入禁止措置については、第三国経由のものも含めて禁止しており、北朝鮮との迂回輸出入が行われることのないよう、適正な貿易管理に万全を期すことをお願いいたします。

なお、違反した場合には、外為法に基づき、罰則（5年以下の懲役又は罰金の併科）に処せられることがあるほか、行政制裁（1年以内の取引禁止）が課せられることがあります。

3. その他

一般の措置の対象となる輸入等に係る支払等については、外為法第17条の規定による銀行等の確認義務の対象となっており、財務省から銀行等に対して、確認義務の履行を要請しているところです。

つきましては、銀行等から確認を求められた際には、御協力願います。

（本件に関するお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 戸高 秀史

担当者：野澤、熊野 電話：03-3501-0538（内線3241）

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。

全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jافتا.jp